

鳥獣害防止森林区域に関する有識者会議 報告書 (案)

はじめに (略)

「はじめに」に、森林の現状や科学的根拠等を踏まえた政策目的や対策の方向性等を記載

- ① 資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、主伐後の適切な再造林と造林木の着実な成長を図るため、対策は人工植栽を行う場合を中心とする。
- ② 野生鳥獣による森林被害のうち8割はシカによる被害であるため、対象とする鳥獣はシカを中心とする。 等

1 鳥獣害防止森林区域

- (1) 鳥獣害防止森林区域は、資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、主伐後の適切な再造林と造林木の着実な成長を図ることが重要となっていること等から、原則として人工林を中心とし、被害森林及び被害の発生のおそれがある森林について、林班を最小単位として設定する。その際、林班の状況に応じて、天然生林も含めることもあり得る。なお、鳥獣害防止森林区域は、被害防止対策の対象となる鳥獣ごとに設定できるものとする。
- (2) 鳥獣害防止森林区域については、公平、中立性を担保し、科学的根拠をもって設定するため、全国の森林被害の状況等を見渡せる共通のデータを基にすべきである。このため、全国の森林被害やシカの生息状況等については、「森林生態系多様性基礎調査（第3期：平成21年度～25年度、林野庁）」、「ニホンジカ密度分布図（平成26年度、環境省）」及び「ニホンジカによる日本の植生への影響（平成21年～平成22年、日本植生学会）」の三種類を基本データとし、「第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画のデータ」、「大学や研究機関等の論文や調査データ」、「地方公共団体や森林管理局署が所有する信頼性の高い調査データ」の三種類を補完データとして活用することが考えられる。

このため、区域の設定に際しては、基本データ及び補完データをもとに林班単位で候補地域を定める。
- (3) 各種データで森林被害が少なく、今後の被害拡大のおそれもない場合は、市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画の計画事項である「鳥獣害防止森林区域」については、「設定なし」として整理する。

民有林と国有林が接する地域においては、鳥獣害防止森林区域の設定に当たり、データの活用方法等について、十分な時間的余裕を持って調整し、鳥獣害防止森林区域を設定する。

なお、鳥獣害防止森林区域の設定に当たっては、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付

け17生産第8581号生産局長通知) 第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。)等専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

2 鳥獣害防止対策

- (1) 国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画(以下、「市町村森林整備計画等」という。)の「鳥獣害の防止に関する事項」に定められた鳥獣害防止対策は、森林経営計画や施業実施計画で5年以内に主伐・再造林が予定されている箇所等において実施する。森林経営計画がたてられていない森林については、必要に応じ鳥獣害防止対策を実施するよう市町村が指導するものとする。

また、市町村森林整備計画等に定める鳥獣害防止対策は、防護柵や食害防止チューブ、テープ巻き等植栽木の保護措置を地域の実情に応じて選択・実施するものとする。ただし、ドロップネット、AIゲート、誘引狙撃、くくりわな、囲いわな、箱わな等個体群の効果的な捕獲を選択・実施する場合には、植栽木の保護措置に換えることができる。

なお、防護柵については、新設・既設を問わず、修繕等の管理を行いながら、被害防止効果の発揮を図るものとする。

- (2) 市町村森林整備計画等に「鳥獣害の防止に関する事項」を定める際には、環境行政、農業行政等との緊密な連携を図ることとしつつ、その実行に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条の二第1項に定める協議会や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十八条の五第2項第1号に定める認定鳥獣捕獲等事業者、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとする。

3 森林経営計画

- (1) 森林経営計画に記載する「鳥獣害の防止の方法」については、市町村森林整備計画の遵守が求められることを踏まえ、市町村森林整備計画に記載された鳥獣被害防止対策から森林の状況等を勘案し選択する。

(個々の森林経営計画において、鳥獣害の防止に向けた中長期的な目標を設定すべきかどうか検討。)

- (2) 森林経営計画の認定要件については、鳥獣害防止森林区域内の森林経営計画対象森林において人工植栽を行う場合に、市町村森林整備計画に記載された鳥獣害防止対策が「鳥獣害の防止の方法」に記載されていることとする(設置延長や捕獲頭数等の数値目標は記載不要。)

4 鳥獣害の防止に関する森林経営計画の遵守状況の確認

- (1) 森林経営計画に基づく対策を実施した後に、シカ等の生息密度が高まったり、倒木

等による柵の破損等により、食害等の被害が発生することがあり得ることから、森林経営計画の遵守状況については、計画期間中に対策が継続的に行われていたか、計画終了時に鳥獣被害が発生していなかったか、などの確認により行うものとする。

なお、確認内容については、森林経営計画に基づいて、鳥獣害防止のための対策が適切に講じられたかを、認定権者である市町村長等が行うこととする。

なお、計画通りに更新されていない場合であっても、森林所有者に重大な過失が無い場合には、遵守義務違反として直ちに取消しを行わず、計画的な森林の施業及び保護の推進が図られるよう認定権者が指導する。

- (2) 市町村では職員数が減少しており、現地確認等を行うこととなれば、相当の業務量となってしまう適切に対応できない場合が想定される。

このため、市町村職員等が現地に行けない場合であっても、現地の状況の分かる写真により確認することを可とし、実施状況の確認を行う森林が多数存在する場合には、森林経営計画毎に森林を抽出し、確認を行うことも可とする。

また、市町村における森林経営計画の評価の実施に当たっては、森林総合監理士の活用等によるアウトソーシングも積極的に検討する。

5 その他

- (1) 鳥獣害防止森林区域は、現に被害が相当程度発生している森林及びそのおそれがある森林であり、被害防止対策に森林所有者の負担がかかっている。また、同区域内の森林経営計画対象森林については、確実な再造林等が図られるよう、防護柵の設置等の鳥獣害防止対策を定め、これを実施していくこととしている。特に、現場段階では、防護柵を設置した場合、倒木や積雪等による破損が問題となっているが、防護柵の改良に対する負担軽減が必要である。

また、森林経営計画対象森林における鳥獣害防止対策が適切に行われるよう予算上の配慮を行う必要がある。

- (2) 都道府県の中には、森林整備事業だけでなく、農村振興局の鳥獣被害防止総合対策交付金や環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業等を活用し、鳥獣害対策を強化したいというものも見受けられる。

鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣特措法における「被害防止計画」に基づき実施されており、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業については、鳥獣保護管理法における「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき実施されている。

今般の森林法改正による鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法の計画・実施に当たっては、こうした支援措置も活用しつつ、適切に進めるものとする。

おわりに（略）